

○工学院大学追試験規程

(平成 28 年 6 月 20 日)

改正

(目的)

第 1 条 学修活動の成果を評価し、かつ受験者の受験権利を平等に担保するため、追試験を実施することがある。

(追試験の実施条件)

第 2 条 第 4 条に掲げるやむを得ない理由により、工学院大学試験規程第 4 条に定める期末試験を受験できない者を対象として、追試験を実施することがある。

(申請方法)

第 3 条 追試験を希望する者は、所定の様式に記入の上、第 4 条第 1 項に該当することを明確かつ直接的に証明する書類等を添付の上、期日までに学事部教務課へ提出しなければならない。

(やむを得ない理由)

第 4 条 やむを得ない理由とは、以下のものをいう。

- (1) 定期運行している交通機関の事故または災害
- (2) 前号以外の試験場に向かう途中での事故等
- (3) 親族の危篤・死亡（本制度における親族とは 2 親等以内とする。対象期間は本人が危篤・死亡を知った日から継続して起算し、危篤については 3 日間、死亡については 1 親等の場合は 7 日間、2 親等の場合は 3 日間とする。）
- (4) 医療機関での診断あるいは経過観察を必要とする、体調不良、病気およびけが
- (5) 遠隔試験における通信トラブル（インターネット環境、電子機器の不具合など）

2 その他、試験委員会の議を経て試験委員長が承認したもの

(追試験実施の決定)

第 5 条 追試験の実施は、学事部長により申請事由が第 4 条に合致すること、ならびに第 3 条の申請要件を満たしていることを厳正に審査した上、試験委員会の議を経て試験委員長が決定する。

(追試験の実施科目)

第 6 条 追試験は、工学院大学試験規程第 4 条に定める期末試験を実施する科目について行う。

(追試験の実施方法)

第 7 条 追試験の実施方法は、科目担当教員が決定する。

(虚偽申請の取り扱い)

第8条 虚偽の申請により追試験制度を悪用した場合、工学院大学受験不正行為に対する指導規程第4条が適用され、懲戒の対象となる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 追試験申請方法の明記。
- 3 第4条、やむを得ない理由の更新。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 遠隔試験にも対応できるよう変更。

附 則

- 1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 第1条、旧文言「教育活動の成果」を学生視点となるよう「学修活動の成果」に変更。
- 3 第4条、体調不良やけがの要因を特定の感染症に限定しないことへの変更。
- 4 第4条第1項第1号から第5号に適さない追試験希望理由を柔軟に扱えるよう変更。